

育児参加や職場環境について

今まで様々な方がこのパンフレットで数理職員としての経験や携わってきた仕事の内容等について紹介してきたと思います。そのあたりの話は他の方にお任せすることとし、私は仕事と家庭の両立について、体験した内容を紹介していきます。厚生労働省は忙しくて育児参加ができないのではないかとされている方に少しでも数理職員を志望してもらえられるよう記します。

～出産時の休暇や育児休業～

女性で産前休暇や産後休暇、育児休業を取られる方は多くいるかと思いますが、男性で配偶者の出産時や子供の育児に関しての休暇をとる方は、最近増えてきましたがまだ少数であるのが現状です。厚生労働省では、社会全体の男性の育児休業の取得を推進していますし、厚生労働省の職員にも育児休業の取得を推進しています。

さて、現在、私には二人の子供がいますが実際に取得した休暇について紹介します。妻は産前休暇、産後休暇を取得し、その後育児休業を約1年間とりました。私は「配偶者出産休暇」を2日間、「育児参加のための休暇」を3日間、「育児休業」を5日間の計10日間取得しました。私が取得した各休暇について簡単に説明したのが下記です。

「配偶者出産休暇」・・・

配偶者の出産に伴う入院の付添い等を行うための休暇、2日の範囲内で取得可能

「育児参加のための休暇」・・・

妻の産前産後期間中に、未就学児を養育するための休暇、5日の範囲内で取得可能

「育児休業」・・・3歳未満の子を養育するための休業

上司も育児休業を取得経験があり休みやすい職場環境となっていました。休暇をとると職場の同僚の負担が増えることとなりますが、嫌な顔をされる方はおらず快く送り出してくれましたし、育児休業の期間をもっと長くとってもよいよと言ってくださる方もいました。

～日々の仕事と家庭の両立について～

次に、日々の仕事と家庭の両立について紹介します。妻もフルタイムの仕事をしていますので二人の子供は保育園に預けています。そのため毎日の保育園への送り迎え、その後のお風呂、食事、習い事の宿題などを分担して行う必要があり、日々妻と調整してこなしています。私の主な業務は毎月「有効求人倍率」を公表することであるため、公表日の月末

は忙しくなるので妻に育児をお願いしています。一方、月の初めから中旬は比較的自由に業務を行うことができ、残業する日も調整できますしテレワークも可能なため育児は私が中心に行っています。テレワークの日は通勤時間がかからないため子供を習い事に連れて行く時間の余裕もでき、毎週習い事に通わせています。

他にも子供の急な発熱などにより仕事を休んで看病することもよく発生します。その場合は、未就学児を看護するための休暇(年5日)も使えますし、今はオンラインでの打ち合わせも頻繁に行われていますので、家にいながら重要な打ち合わせの参加もでき、急な休暇も取りやすい環境が作られています。

なお、数理職は約2年ごとに異動があり、部署が変わればどう育児を分担するか調整することになります。今までどの部署においても育児に参加することが出来ていますが、それは毎年、人事担当者に育児に関して配慮して欲しい内容を伝える「育児シート」を提出しており、異動に関して多少は配慮されているのだと思います。

～おわりに～

厚生労働省の数理職員は、仕事と家庭の両立できる職種だと思います。その点で悩んでいる方は是非、官庁訪問に来て頂いて、面接官にいろいろ聞いてみるとよいと思います。

職業安定局総務課
中央職業安定監察官
佐々木 貴洋

《経歴》
保険局調査課
大臣官房統計情報部企画課審査解析室
大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室
年金局数理課 等を経て現職

